

生 援 管 第 571 号
令 和 5 年 6 月 8 日

堺保健福祉総合センター生活援護第一課長 様
堺保健福祉総合センター生活援護第二課長 様
各区保健福祉総合センター生活援護課長 様

生活援護管理課長
(担当 3125 高橋)

不当要求対策研修及び映像資料の視聴型研修の実施について（通知）

令和 4 年 11 月、本市において生活保護受給者が暴行死する事案が発生し、現在、「中区における生活保護制度運用上の課題に関する検証委員会」が行われ、本事案についての課題や問題点について検証作業が行われているところです。また、各実施機関においては、その検証結果を待つことなく、日常業務において職階ごとの役割を明確にした組織的な業務を行うことで、ケースワーカーを孤立させることなく、適切な業務が遂行されるよう努めていただいているところです。

今般、適切な生活保護業務を推進していく取組のひとつとして、公益財団法人 大阪府暴力追放推進センターのご厚意もあり、生活保護担当ケースワーカー向けの不当要求対策研修を実施することとなりました。

については、下記のとおり実施するので、特に採用後 3 年未満のケースワーカーをはじめ、不当要求対策研修等の受講歴がない職員は、積極的に出席するようお願いいたします。

なお、本研修の出席人数には限りがあるため、当日出席する職員以外については各区ごとに行政対象暴力に係る映像資料（DVD）を視聴し、生活保護に関わる全職員が本研修を受講するよう併せてお願いいたします。

記

1 不当要求対策研修の実施について

日時：令和 5 年 7 月 4 日（火）14 時 ～ 15 時（予定）

場所：フェニーチェ堺 2 階 多目的室

講師：公益財団法人 大阪府暴力追放推進センター 専務理事 荒武 泰子 氏

内容：不当要求対策について

前半：行政対象暴力に係る映像資料の上映（約 30 分）

後半：不当要求対策に係る講義（約 30 分）

※ 当日の出席者については別紙①により 6 月 26 日（月）までにご回答ください。

※ 本研修の趣旨を踏まえ、各区各係で CW2 名以上（美原区除く）、SV は可能な限り参加できる方、各区課長（課長の出席が難しい場合は課長補佐）は必ずご出席いただきますようお願いいたします。

2 行政対象暴力に係る映像資料（DVD）の視聴型研修について

別紙②の要領のとおり、上記の不当要求対策研修に出席する職員以外（正規職員のみ）は必ず視聴してください。映像資料の視聴をもって本研修を受講したものと見なします。

※ 映像資料（DVD）は不当要求対策研修で上映するものと同じ内容です。